平成２６年（フ）第１０２号
広島市西区草津港１丁目９番54号
債務者　西藤　光弘
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３号
広島市佐伯区八幡東２丁目１番23―501号
債務者　大植　　夢
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３２号
広島県大竹市元町３丁目14番３号
債務者　伊東　安美（旧姓越水）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５号
山口県萩市大字江向24番地１、前住所大阪府大阪狭山市今熊３丁目692番地の48
債務者　粟屋恵理子（旧姓德田）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第２０号
山口県下関市菊川町大字上田部668番地11
債務者　岩地　弘之
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３４８号
愛媛県伊予市宮下1296番地１
債務者　日髙　攝子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７号
愛媛県松山市衣山４丁目166番地４
債務者　赤木　忠也
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６９号
福岡県田川市大字伊田629番地２
債務者　六田千恵美
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第３３号
大分市東春日町10番３号　サザン・ブライトＶ202
債務者　齋藤　信博
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
宮崎県北諸県郡三股町大字長田4705番地25
債務者　岡林　竜矢
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１０号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目46番７―23号
債務者　定榮　　巧
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３０号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目38番21号　ハイデンス宇宿402号
債務者　冨岡　　勉
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３６号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目16番３号
債務者　満倉　初江
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３７号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目16番３号
債務者　満倉　　潤
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第８号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町21番21号クレステージュ402号、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町4338番地６広陽ハイツ１号
債務者　久木野裕之
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
秋田市八橋大畑２丁目４番11号　大畑マンション203号、前住所秋田市外旭川字三千刈24番地４
債務者　髙橋　君子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７号
宮崎県延岡市春日町２丁目９番地１　コーポ二幸205
債務者　藤岡　勇二
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３号
宮城県東松島市矢本字河戸33番地75、前住所宮城県東松島市矢本字河戸33番地34
債務者　吉田よし子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係